

いせさき
農業委員会だより

～第53号～

令和6年12月

発行所 /
伊勢崎市農業委員会

編集 /
伊勢崎市農業委員会
編集委員会



出席した臂市長（中央左）と5役員（左から宮田委員、井田委員、重田会長、中央右から小島委員、高木委員）と下城副市長、田中農政部長

伊勢崎市農業施策等に関する意見書を提出

伊勢崎市農業委員会では10月22日、臂市長に意見書を提出しました。

この意見書は、農業委員会が農業者の公的代表として認定農業者など農業者の声を聞き、農業の現状を踏まえたうえで審議を重ねて取りまとめたものです。これからの伊勢崎市の農政をより良いものにしていくため、①担い手への農地の集積・集約化について②新規就農者・担い手への支援について③遊休農地の発生防止・解消について④有害鳥獣害防止対策について⑤農業生産基盤の推進についての5項目を提出いたしました。

今年度は物価高騰の影響に対する担い手への支援や農地の保全、自然災害や鳥獣被害対策などについて重点的に要望した内容となっています。

目次

- 伊勢崎市農業施策等に関する意見書を提出 1
- 女性のための農業機械研修 2
- 利用意向調査を実施します 2
- 視察研修 3
- 4月から農業公社を仲介した貸し借りに変わります 3
- 指導センター欄 4
- 全国農業新聞を購読しませんか 4
- 申請書の締切日は毎月10日です！ 4





10月30日に館林市の「株式会社ジャングルデリアー」へ視察研修に行ってきました。視察先は、耕作放棄地を活用して、オリーブの生産から加工、販売までの取り組みを行っている会社です。販売商品に、オイル、化粧品、お茶などがあり、パスタやうどん、スイーツとコラボする等、新たな商品開発も行っています。

**農業委員会
視察研修会**



研修は「遊休農地解消に向けた取り組み」をテーマにした。当日は、代表の三田氏による栽培方法や管理についての説明を受けながら、館林市内にある圃場の見学を行ったあと、意見交換会が行われました。委員も地産地消の農業生産をしながら、遊休農地の課題を解決している理念に関心を受けている様子で、積極的な話し合いが展開されました。オリーブは実を搾油してオイルにするだけでなく、葉もお茶として製品化しており、三田代表は「葉や枝、



実すべて利用でき、オリーブは捨てるところがない」と話され、実際にオリーブ茶の試飲も行いました。株式会社ジャングルデリアーでは、オリーブの栽培にあたって、遊休農地解消活動に加えて、葉の摘み取り作業を就労支援施設へ依頼するなど農福連携も進めており、先進事例から多くのことを学ぶことができました。今後、遊休農地解消に向けて取り組みを考えると、今回の研修はとても見聞が広がる貴重な経験となりました。



**女性のための
農業機械操作研修会**



令和6年度女性のための農業機械操作研修会が10月25日に伊勢崎地区農業指導センター、佐波伊勢崎地域担い手育成総合支援協議会の共催のもと開催されました。



この研修会は、遊休農地の解消と女性農業者の主体的な経営参画や農業経営を営むことを目的に行われました。当日は天気にも恵まれ、女性農業委員・農地利用最適化推進委員を含む、

群馬県立農林大学校より3名を講師としてお招きし、乗用型トラクターと管理機の基本的な操作方法と安全確認について講習・実演いただいたあと、実際に全員で試乗を行いました。参加した方の中には、トラクターの運転が初めての方も多く、緊張されていますが、講師の方の話や真剣に聞いている様子や操作するうちに、楽しみながら学んでいる様子が見られました。参加した方は「トラクターや管理機の運転は思った

より簡単だったが、レバーが多く、操作方法を覚えることが大変だった」「今までトラクターに乗る機会はなかなかなかったため、講師の方の細かく丁寧な指導と運転できた経験は、とても勉強になった」「女性農業者同士の交流がより深まり、楽しかった」と次回開催を要望する声も多く聞かれました。

この研修会を企画した女性委員等も「女性委員としてなにかできることはないか考えていたところ、このような研修会を開催することができ、うれしい、今後他地区にも広げて開催していきたい」と熱く話しました。

研修会を通し、安心安全に農業機械を使用するために、使用前後の点検整備が大切であることを学びました。農業機械知識を身につけることができたことに加えて、農業者同士の交流を深める有意義な研修会となりました。



▲講師の方々と参加した農業者のみなさん



▲ご協力いただいた境野さん

**利用意向調査を
実施します**

農業委員会では、①農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用発生防止・早期発見に対する取り組みとして、定期的に農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。

農地パトロール(利用状況調査)で遊休農地と判断された農地の所有者等に対して、利用意向調査を行います。利用意向調査とは、該当農地に対して、今後の利用について意向をお尋ねするものです。

該当農地の所有者等には、11月の終わりに調査書を発送しますので回答にご協力をお願いします。ご記入いただいた調査書については、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ令和6年12月20日(必着)までにご送付ください。ご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ】
農業委員会事務局…
027012712782

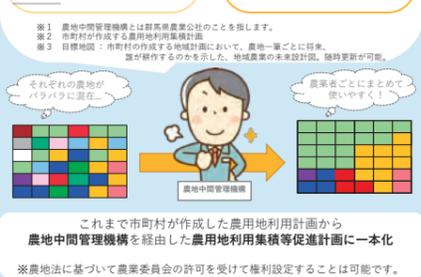
**4月から農業公社を
仲介した貸し借りに変わります**

農地の賃借の仕組みが変わります

農業経営基盤強化促進法等が令和5年4月1日に改正されたことに伴い、農地の所有者(出し手)と借受人(受け手)の相対による利用権設定は廃止されます。令和7年度以降は農地中間管理機構を介した契約に一本化されます。令和7年3月1日の利用権設定までは新規及び更新の契約が可能ですので、利用権を活用される場合には、令和6年12月末までに農用地利用集積計画明細書(申出書)の提出をお願いいたします。ご不明な点は、市役所農政課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
市役所農政課：0270-27-6272

農業者の皆様へ
農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構...経由になります！



これまで市町村が作成した農用地利用計画から農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画に一本化
※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定することは可能です。

農地の貸し借りは
農地中間管理機構へ
農林水産省

農作業安全のポイント



県内で、農作業中の重傷・死亡事故が昨年10件以上報告されています。安全に農作業を行うためのポイントを確認し、事故を防ぎましょう。

◇時間的余裕のある作業計画を立てる

無理のない作業計画を立て、体力や気持ちにゆとりがある状態で作業をするようにしましょう。

◇機械の操作方法を確認

事前に取扱説明書をよく読み、操作方法の他、緊急停止装置などの安全装置の位置や使い方を確認しましょう。

◇ほ場周辺の安全点検

ほ場周辺に危険箇所がないか確認し、対策をしましょう。



緊急停止装置



挟圧防止装置

【対策例】

- ① 路肩やほ場の境がはっきりとわかるように草を刈る。
- ② 危険箇所にはポール等の目印を立てる。

◇安全フレームの装着とシートベルトの着用

安全フレームを装着していても、シートベルトが未着用で投げ出され、重大な事故に繋がることがあります。トラクター等の農機を運転する際には必ずシートベルトを着用しましょう。



◇作業にあつた服装や保護具

農業機械に手や足が巻き込まれる事故の多くは、衣服が巻き込まれて発生しています。袖口やシャツの裾、首巻きタオルなどが巻き込まれないよう、適切な服装で作業を行いましょう。作業に応じて、手袋や保護メガネ、マスク、ヘルメット等を着用しましょう。

(伊勢崎地区農業指導センター)

全国農業新聞を購読しませんか

経営と暮らしに役立つ情報をお届けします！

全国農業新聞は、最新の農業・農政の提供とわかりやすい解説、各地域の農業情報、経営や流通の最新情報など、役立つ情報が満載です。

申込みは農業委員会事務局まで。



発行日：毎週金曜日
購読料：月額700円(消費税込)

【問い合わせ】農業委員会事務局：0270-27-2782

申請書の締切日は毎月10日です！

農地の売買や貸借、転用の許可申請などの締め切りは毎月10日となります。10日が休日の場合、直後の市役所開庁日です。締め切り日付近は混雑しますので、お早めにお越しください。

○締切日
12月10日、令和7年1月10日、2月10日、3月10日

農地転用、賃貸借解除等の各申請書は伊勢崎市のホームページから取得できます！

